

平成21年11月17日

# 資 料

(個人所得課税[地方税])

## 個人所得課税[地方税]の論点

- ・ 個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分かちあうという性格を有している。
- ・ そのため、所得控除については、所得税と項目は一致しているが、控除額は小さく、政策的な税額控除については、原則として、導入していない。
- ・ 3兆円の税源移譲の実現に伴い、10%比例税率化され、応益性がより明確となった。

### 【住民税の人的控除に関する基本的考え方について】

- ① 所得税の扶養控除等について見直しを検討する場合には、住民税と所得税の税体系上の整合性の観点から、住民税についても検討することが必要ではないか。

その際には、「地域社会の会費」としての性格を有する個人住民税の人的控除については、なるべく多くの住民に住民税を負担いただくため、控除の項目・金額ともに所得税の範囲内としてきたことをどう考えるか。

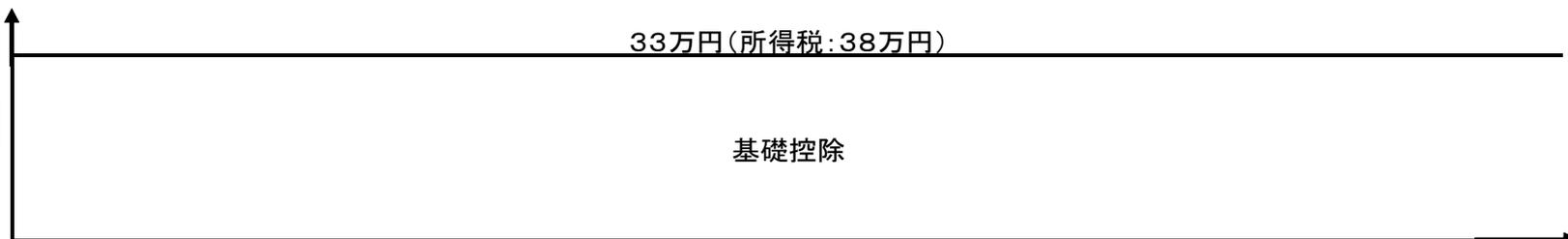
- ・ 現在、住民税の人的控除の種類は、基本的に所得税の人的控除と一致している。
- ・ 所得税にない人的控除を住民税に設けた例はない(所得税にある人的控除を住民税に設けなかった例はある)。

### 【住民税における給与所得控除、所得控除の税額控除化等について】

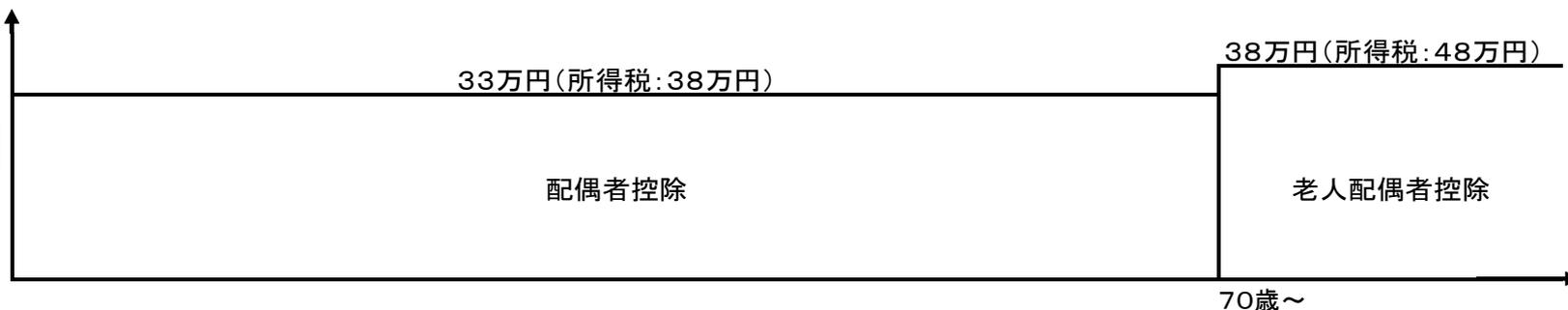
- ② 所得税において給与所得控除の控除額の上限定や、各種の所得控除の税額控除化等を検討する場合、住民税の基本的性格や住民税と所得税の税体系上の整合性の観点等を踏まえ、住民税ではどのように検討を進めていくこととするか。

# 個人住民税の基礎的な人的控除の概要

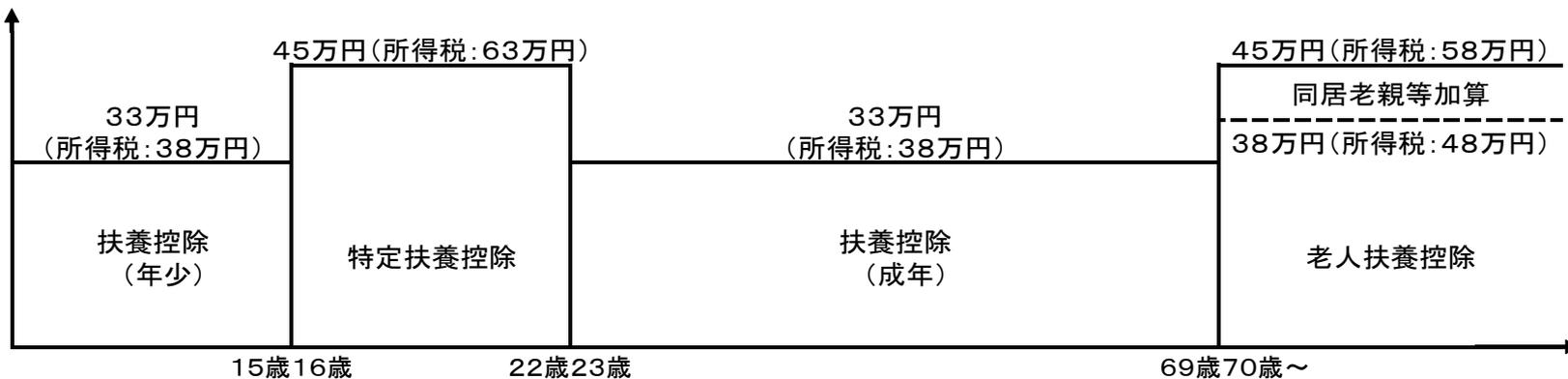
## 基礎控除



## 配偶者控除



## 扶養控除



※ 障害者控除: 本人、配偶者、扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)26万円の所得控除(所得税は27万円)。

# 個人住民税の人的控除の概要・所得税との比較

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		減収額			
			個人住民税	所得税	個人住民税	所得税		
基礎的控除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度	
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.5兆円程度	0.6兆円程度
		老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	48万円		
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	50億円程度	(200億円程度)(注)
な	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高33万円	最高38万円	300億円程度	300億円程度	
人的控除	扶養控除	扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.6兆円程度	0.8兆円程度
		特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	45万円	63万円	0.2兆円程度	0.5兆円程度
		老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円	0.1兆円程度	0.2兆円程度
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	80億円程度	(200億円程度)(注)
		(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	200億円程度	300億円程度
特別な人的控除	障害者控除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度
		(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円		
	寡婦控除	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	300億円程度	100億円程度
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+4万円	+8万円		
寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	26万円	27万円				
勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	26万円	27万円	1億円程度	10億円程度		

※1 個人住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出

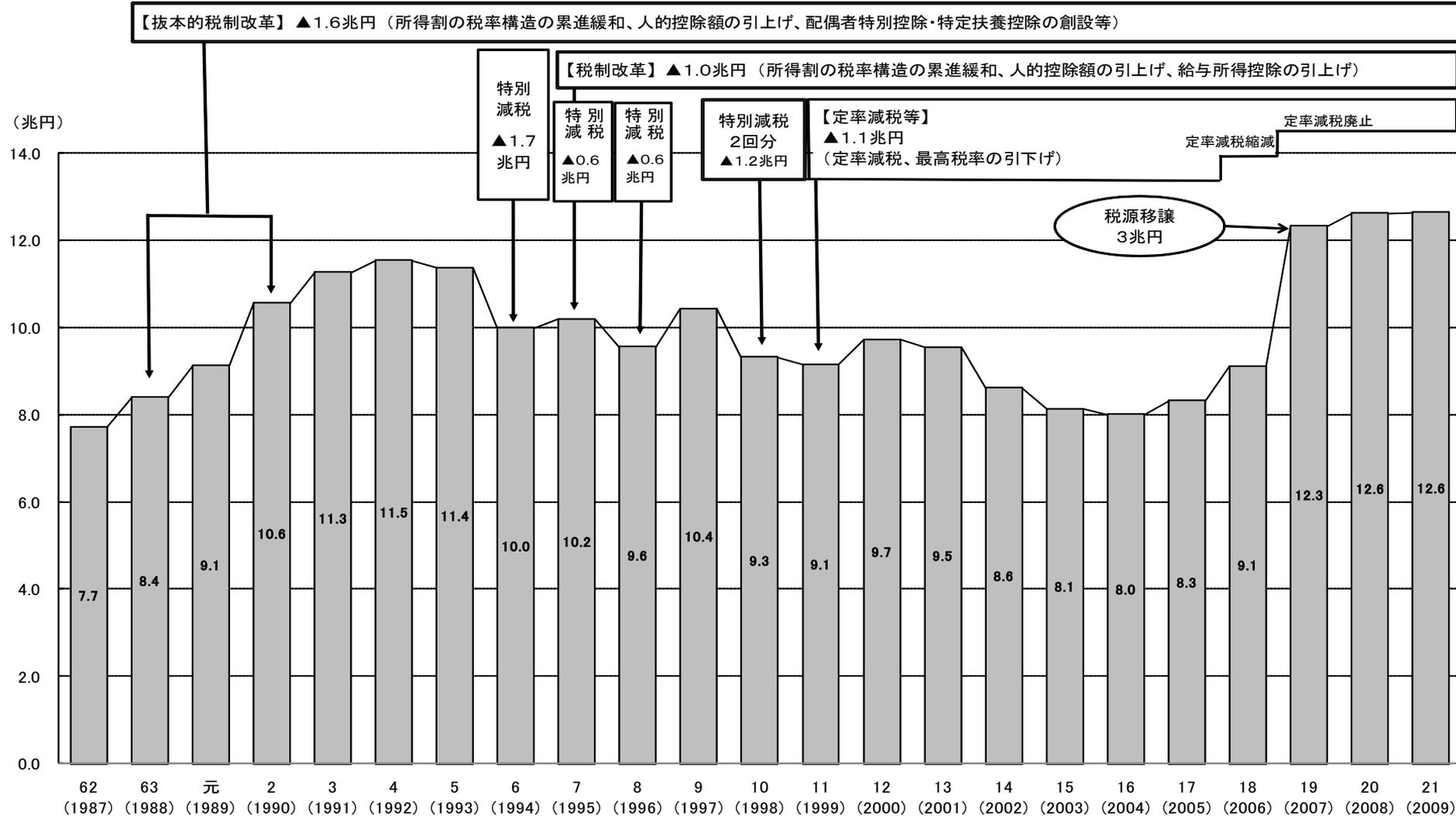
(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計

※2 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計(財務省資料より)

# 参 考 资 料

# 個人住民税の主な改正と税収の推移

- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。



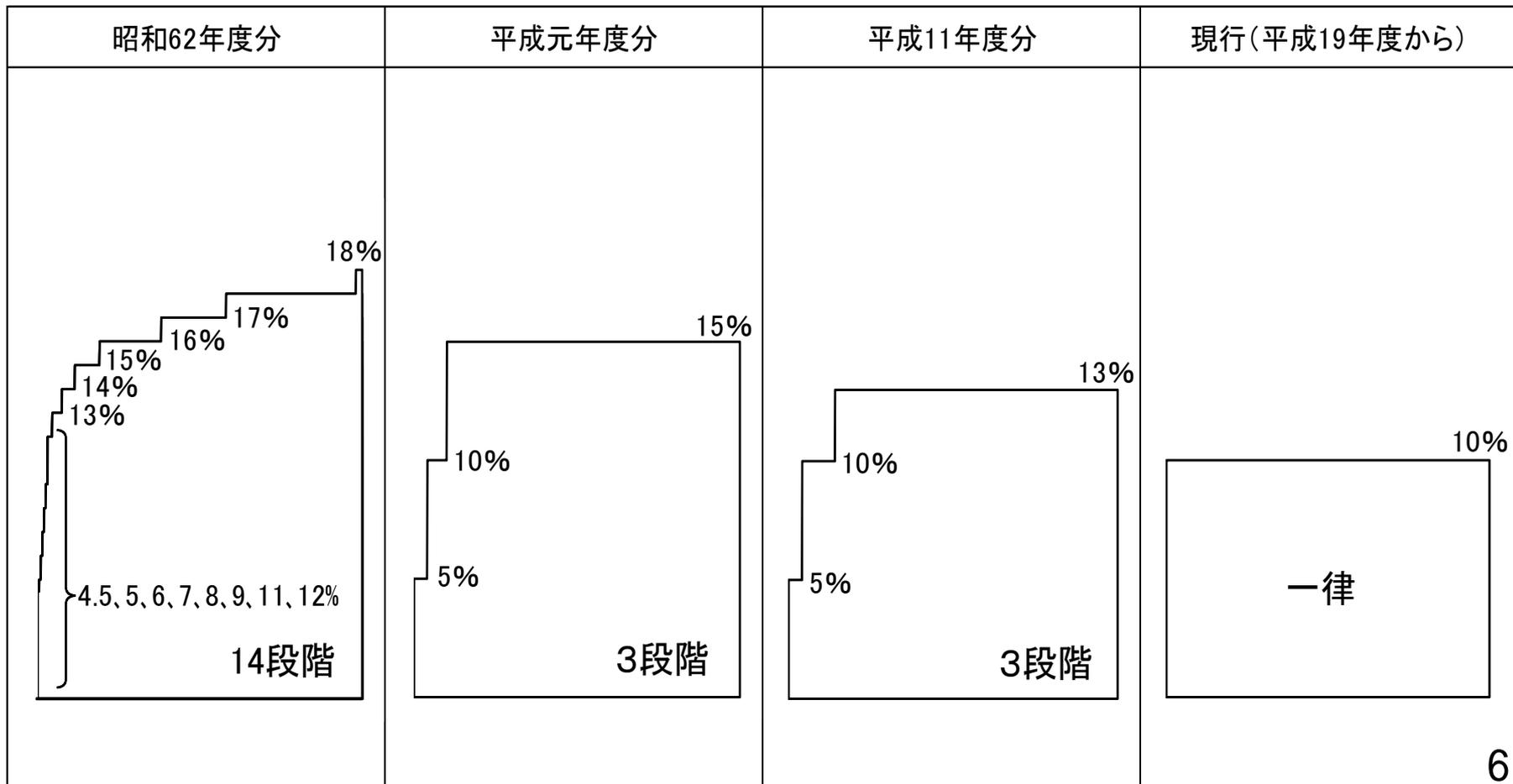
(注1) 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画による。

(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

# 個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

個人住民税



# その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概要	控除額の計算方法
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)×年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	①支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円) ②支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)

(注) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

## 個人住民税の特定扶養控除

○ 所得税において扶養控除の割増控除として特定扶養控除が創設されたことと併せて、住民税でも特定扶養控除を創設。  
 ※ 所得税はH元から、住民税はH2から適用。

○ 控除額は「住民税の一般扶養控除（33万円）＋所得税の割増控除額×概ね50%」。

（単位：万円）

個人住民税	H1	H2	H3～H4	H5	H6	H7～H9	H10	H11	H12～
特定扶養控除	—	35	36	36	39	41	41	43	45
一般扶養控除	28	30	31	31	31	33	33	33	33
割増額	0	5	5	5	8	8	8	10	12

（参考）所得税

特定扶養控除	45	45	45	50	50	53	58	63	63
一般扶養控除	35	35	35	35	35	38	38	38	38
割増額	10	10	10	15	15	15	20	25	25

※住民税は所得税の一年遅れで適用